

副 本

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号1の1 ほか

被 告 国 ほか8名

第15準備書面

(原告ら準備書面(72)第1における求釈明に対する回答)

令和元年6月28日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人 佐藤 真梨子 

筒井 督雄 

吉野 弘子 

小野寺 幸男 

板橋 三智代 

大江 啓一 

金 沙弥佳 

梶内 勇作 

古山 繁樹 

酒井直仁



桑島奈穂子



石澤広隆



安斎守



被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面(72)第1における求釈明事項に
対して以下のとおり回答する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例によ
る。

第1 求釈明事項

被告国は、「放射線に対する感受性の強い子ども（乳幼児ら）に合わせて統一
された指標（中略）に基づき、福島第一発電所事故後の対応に当たっていた」と
主張（以下「主張①」という。）する一方、「低線量被ばくでは、年齢層の違い
による発ガンリスクの差は明らかでない」とも主張（以下「主張②」という。）
しているところ（被告国第12準備書面第5の2・19、20ページ）、「子ど
もの放射線（放射能）に対する感受性が大人よりも強い」事実自体を認めるのか
否か（原告ら準備書面(72)第1）。

第2 回答

1 被告国は、福島第一発電所事故前後を通じ、子どもが成人よりも放射線に対
する感受性が高いであろうとの考え方に基づいて、放射線防護に関する指標を
策定し、同指標に基づく対応を行ってきた。

主張①は、このことを述べる趣旨である。

2 他方、子どもは、放射線に限らず、各種の環境因子に対して感受性が高いと
考えられている上（乙B第42ないし第44号証）、放射線による健康リスクを
議論する上では、臓器・組織ごとの放射線感受性の違いや被ばく時年齢の違い、
影響の種類などを特定して議論しなければ不正確な議論を誘発してしまうた
め、子どもの低線量被ばくによる健康リスクの程度を成人と定量的に比較して

一般論として論じることはできない*1。

それにもかかわらず、原告らは、「子どもの放射線感受性は大人よりもはるかに高い。一般公衆の被ばく限度年1ミリシーベルトは、平均的な大人を対象とした値である。子どもの被ばく限度は、大人よりもはるかに低く定めなければならぬ。福島第一原発事故の後、今まで政府や行政が取ってきた放射能対策が、特に子どもとの関係で、いかに非人道的なものであったかが問われなくてはならない。」(原告ら準備書面(2)6・4ページ)などとし、放射線防護の観点^{*2}から行う議論と健康リスクの観点から行う議論とを区別せず、また念頭とする影響の種類等を特定しないまま、一般化した主張を展開している。そのため、被告国は、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループがその報告書(丙B第6号証の1・12ページ)において、「数値の意味が、科

*1 UNSCEARは、2013年報告書において、科学的知見の進展を踏まえ、子どもと成人の放射線健康リスクの相違に注目して執筆された最近の科学文献を詳細に論評した上で、「Thus, in a discussion of effects of childhood radiation exposure, generalizations are best avoided and attention should be directed to the specifics of the exposure, age at exposure, absorbed dose to certain tissues, attained age at the time of assessment, and the particular effects of interest. (引用者注：ゆえに、子どもの放射線被ばくの影響を議論する際、一般化は最も避けるべきであり、被ばくの詳細、被ばく時の年齢、特定組織への吸収線量、評価時の到達年齢及び評価対象とする特定の影響に注意が向けられるべきである。)」と結論づけている(乙B第45号証の1, 2・UNSCEAR 2013年報告書第2巻附属書B「小児における放射線被ばくの影響」41ページ)。

*2 放射線防護の基準である公衆被ばくに対する線量限度年1ミリシーベルトについても、子どもが成人よりも放射線に対する感受性が高いであろうとの考え方を前提としているから、原告らの「一般公衆の被ばく限度年1ミリシーベルトは、平均的な大人を対象とした値である。」との主張は誤っている。

学的に証明された健康影響を示す数値なのか、政策としての放射線防護の目標（I C R P の参考レベルに関する値）なのかについて、国民に混乱を生じさせないよう説明し、理解していただくことが極めて重要である」と述べていることを踏まえ、主張①に続いて、主張②をお書きとして付することにより、裁判所に対して、低線量被ばくの健康リスクについては、年齢層の違いによる差異を定量化して議論するに足りる科学的根拠はない旨注意喚起を図ったものである。

以上